

京都市桃山東第二土地区画整理組合から同組合が施行する京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、土地区画整理法第39条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づいて当該事業計画を次のとおり縦覧に供しますから、同法施行令第3条の規定に基づき公告します。

なお、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見がある利害関係者は、平成25年5月7日までに京都市長に意見書を提出することができます。

平成25年4月10日

京都市長 門川 大作

1 縦覧期間

平成25年4月10日(水)から平成25年4月23日(火)まで  
(期間内の土曜日及び日曜日を除く。)

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで

3 縦覧場所

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地 京都御池第一生命ビル3階  
京都市建設局都市整備部市街地整備課

(建設局都市整備部市街地整備課)